

医療従事者の負担軽減及び処遇改善

当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っております。

1. 勤務医の負担軽減及び処遇改善について

- 各診療科において、医師の指示のもと、薬剤師は適切に服薬指導や残薬調整を行い、医師の負担軽減及び患者サービス向上に努める。
- 静脈採血、膀胱留置カテーテル など、法令上医師の指示のもと行いうる処置等は看護師が行うものとする。
- 看護師、医師事務作業補助者、臨床検査技師は医師より指示が出された検査の内容手順注意事項などを適切に患者に説明、準備を実施する。
- 当院では宿直が週 1 回を限度とする 勤務シフトがすでに形成されている。この取り組みを継続して行う。
- 前日の終業時刻と、翌日の始業時刻の間に一定時間の休息時間の確保を行う。
- 手術予定前日の宿直をなるべく回避する。または、当該宿直は十分睡眠が取り得るものであり、労働密度が低いものとなるよう、緊急患者の応需は当該医師に裁量に委ねる。
- 当直翌日の業務内容を見直す。
- 短時間正規雇用医師の活用、女性医師が活躍できる環境の提供に努める。
- 宿日直勤務に対応する、非常勤医師招聘活動を継続して行う。
- 非番の常勤医師への非常事態を除く、電話連絡を病院職員は慎むようにし、時間外の有事対応は医療安全の観点からも在院している宿日直医師等へ依頼する。
- 年次有給休暇の取得は少なくとも 5 日以上、病院職員も休暇中の医師に対する配慮及び処遇改善を行う。
- 医師・看護師とコミュニケーションをとり、スムーズな業務を遂行するよう、努める。

2. 看護職員の負担軽減及び処遇改善について

- 時間外労働が発生しないように業務量を調整する。
- 他職種(医師・薬剤師・リハビリ・臨床検査等)との業務分担の取り組みを実施する。
- 看護補助者の活動を強化し、各部署に偏りなく適切に配置し負担軽減に努める。
- 看護補助者を夜間配置しており継続して実施する為にも夜勤可能な看護補助者の確保と育成に努める。
- 短時間正規雇用の看護職員の採用し活用に努める。
- 多様な勤務シフトを認め、日勤帯の充実を図る。
- 妊娠、子育て、介護中の看護職員に対しては夜勤の減免制度や、家庭の事情に応じた相当の事情がある場合は、柔軟に対応する。
- 家庭の事情などに応じた休暇制度の実現を図る。